

警察独身寮管理要綱について

昭和39年12月28日

例規第28号(監)警察本部長

警察独身寮管理要綱

第1 目的

この要綱は、警察独身寮(以下「独身寮」という。)の円滑な運営管理を行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 署長の管理

独身寮所在地の管轄警察署長(以下「署長」という。)は、独身寮の運営管理について、次に掲げる事項を行う。

- (1) 寮舎の維持管理に関する事。
- (2) 入居者の選定に関する事。
- (3) 入居者の生活指導および監督ならびに健康保持に関する事。
- (4) 入居者の娯楽、厚生に関する事。
- (5) 入居者の退去に関する事。
- (6) その他特に必要と認める事項に関する事。

第3 指導監督

署長は、前記第2の管理を行うため、随時自ら指導監督を行い、または所属幹部をしてこれを行わせるほか、入居者との話し合いの場を持つようにつとめて問題点の発見につとめるものとする。

- 2 署長は、幹部のなかから適任者を指導者として選任し、積極的な生活指導を推進すること。
- 3 指導者として選任された幹部(以下「生活指導責任者」という。)は、施設等の維持管理に配慮するとともに、清潔整頓、火気取扱い、入居者の規律等について具体的指導を行うこと。
- 4 前記の指導監督等の状況は、簡明に記録し、その経過を明らかにしておくこと。

第4 入退去の手続き

入居希望者は、次の方法で独身寮を管理する署長に対し口頭または書面で申し込むこと。

- (1) 所属職員は、警務係長または警務主任を通じて行う。
- (2) 他の所属職員は、所属長を通じて行う。
- 2 入居の申し込みを受けた署長は、これを審査、決定して直接または所属長を通じて本人に通知する。
- 3 退去する場合は、入居手続きに準じて届出ること。

第5 役員の選任

入居者相互の扶助、親睦を図るため、入居者の互選によって、次の役員を置く。

寮長 1名

副寮長	若干名
会計係	1ないし2名
室長	必要に応じて定める。

2 役員の任期は、それぞれ1年とする。ただし、補選による場合は、前任者の残任期間とし、再任を妨げない。

第6 役員の任務

役員の任務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 寮内規律の保持に関すること。
- (2) 入居者の福利厚生に関すること。
- (3) 入居者の修養、娯楽に関すること。
- (4) 寮費、食費等の経理、徴収および納入に関すること。
- (5) その他共同生活上、必要な事項に関すること。

第7 会計の明確化

会計係は、経理状況を常に明らかにしておきその状況を、毎月1回以上生活指導責任者を通じて署長に提出し、その承認を受けなければならない。

第8 入居者の心構え

入居者は、互いに敬愛と親和を旨とし、互譲の精神をもって、いこいの場としてふさわしい明朗快活な寮生活を送るように心がけなければならない。

第9 寮生活における留意事項

入居者は、寮生活を送るにあたり、次のことに留意しなければならない。

- (1) 互いに礼儀を重んじ、他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (2) 寮舎内外、衣類、寝具等の清潔整頓につとめること。
- (3) 火元取扱責任者を定め、火気の取扱いに注意すること。
- (4) 室内の火気は、出勤の際および就寝前に消化し、火鉢等の器具は、所定の場所(廊下等)に整理しておくこと。
- (5) 喫煙については、じゅうぶんに注意し、吸いながら入れは、員数を確認して常に安全を確保すること。
- (6) 金銭その他の所持品の保管を適切にして、盗難、紛失の予防に注意すること。
- (7) 外出するときは、その署の実情によって定められた方法により、行き先、帰寮予定時刻等を明らかにしておくこと。

第10 準用

世帯用宿舎等に2名以上の独身者が入居している場合は、この要綱を準用する。

(注)

世帯用宿舎とは、世帯用待機宿舎、世帯用官舎、休止駐在所および民有借家などをいう。

第11 内規

この要綱に実施に関し、必要な細部事項については、署内規をもって定めることができる。